

平成 1 9 年千葉市教育委員会会議
第 4 回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成19年千葉市教育委員会会議第4回定例会会議録

日時 平成19年4月18日(水)

午後2時00分開会

午後3時15分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 竹蓋 幸生
 委 員 川島 義美
 委 員 奥山 福子
 委 員 岩沼 静枝
 委 員 津田 英彦
 教 育 長 飯森 幸弘

出席職員 教 育 次 長 海宝 和雄 指 導 課 長 小池 公夫
 教 育 総 務 部 長 大野 湊 保 健 体 育 課 長 嶋田 信昭
 学 校 教 育 部 長 岩切 裕 教 育 セ ン タ ー 所 長 五十嵐一博
 生 涯 学 習 部 長 宮野 光正 養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長 三橋 雅夫
 千 葉 高 等 学 校 長 下重 恒夫 生 涯 学 習 部 参 事 (生 涯 学 習 振 興 課 長 事 務 取 扱) 本 庄 賢 一
 稲 毛 高 等 学 校 長 ・ 同 附 属 中 学 校 長 柴 寄 光 夫 社 会 体 育 課 長 小 川 重 夫
 教 育 総 務 部 参 事 (総 務 課 長 事 務 取 扱) 武 田 昇 青 少 年 課 長 村 松 好 晴
 企 画 課 長 山 崎 正 義 中 央 図 書 館 長 田 口 幸 男
 学 校 財 務 課 長 豊 田 英 男 総 務 課 総 括 主 幹 原 誠 司
 学 校 施 設 課 長 豊 田 滋 貴 学 事 課 調 整 主 幹 白 鳥 洋 二
 学 事 課 長 荒 川 眞 治 生 涯 学 習 振 興 課 調 整 主 幹 田 中 晋 二 郎
 教 職 員 課 長 時 田 猛 総 務 課 主 幹 伊 藤 太 一

書 記 総 務 課 長 補 佐 大 崎 賢 一 総 務 課 副 主 査 小 池 正 彰
 総 務 課 総 務 係 長 藤 代 真 史 総 務 課 主 任 主 事 清 田 信 之
 総 務 課 人 事 係 長 内 山 健 総 務 課 主 任 主 事 渡 邊 賢 一
 総 務 課 経 理 係 長 高 橋 義 浩 総 務 課 主 事 河 瀬 伸 也

- 1 開会
竹蓋委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
竹蓋委員長より岩沼委員を指名
- 4 会期の決定
平成19年4月18日(1日間)ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認
平成19年第1回及び第2回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 7 議事の概要
 - (1) 非公開事項の決定
報告第9号を非公開審議とする旨決定
 - (2) 報告事項
報告事項(1) 千葉県学校教育推進計画について
企画課長より報告があった。
報告事項(2) 千葉アイススケート場及び体育施設の利用状況について
社会体育課長より報告があった。
 - (3) 臨時代理報告
報告第2号 千葉県教育委員会組織規則の一部改正について
総務課長より報告があった。
報告第3号 千葉県教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等の一部改正
について
総務課長より報告があった。
報告第4号 学校教育法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則の制定に
ついて
指導課長より報告があった。
報告第5号 千葉県文化財保護条例施行規則の一部改正について
生涯学習振興課長より報告があった。
報告第6号 千葉県教育委員会事務専決規程等の一部改正について
総務課長より報告があった。
報告第7号 職員の人事について

総務課長より報告があった。

報告第 8 号 市費負担教育職員の人事について

教職員課長より報告があった。

報告第 9 号 県費負担教職員の処分について

教職員課長より報告があった。

(4) 発言の要旨

報告事項 (1) 千葉市学校教育推進計画について

竹蓋委員長 企画課長、報告をお願いします。

企画課長 報告事項 (1) 「千葉市学校教育推進計画について」報告します。

この計画は、平成 19、20 年度の 2 か年度で策定する予定で、先般 4 月 11 日に、教育委員会事務局内で教育長を本部長といたします千葉市学校教育推進計画策定本部を立ち上げました。その中で、策定に向けまして、基本的な取組方針、いわゆる策定方針と言っていますけれども、これを定め、推進することといたしましたのでご報告いたします。策定方針は計画策定の取り組みの枠組みを示すもので、今後この方針に基づき計画作りを進めていくというものであります。まず、計画の名称ですけれども、今まで仮称をつけておりましたが、仮称をとりまして、千葉市学校教育推進計画といたしました。策定の趣旨ですが、様々な社会環境の変化に対応し、地方の役割を踏まえた特色ある学校教育等の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育等の目指すべき方向性とそれを実現するための施策等を示す計画を策定するものであります。次に、計画の位置づけですが、市の中長期的な指針であります「ちば・ビジョン 21」の実施的な計画である第 2 次 5 か年計画に対応する個別計画という位置づけとなっております。個別計画とは、重要な施策など特定の部門について、市民に分かりやすく示す必要がある場合に策定されるもので、市の実施計画である第 2 次 5 か年計画とは別に策定するものであります。個別計画の例としては、環境基本計画とか地域福祉計画などがございます。次に、計画の対象範囲ですけれども、義務教育を中心に幼稚園、高校を含めた学校教育を主体として、これに関連する重要な事項を対象に考えております。計画の性格、性質的なものといたしましては、教育施策の目指すべき目標や方向性を示す指針としておりますので、基本計画ということになりますが、実効性を担保すると言う意味から、具体的な施策目標あるいは施策体系を示す実

施計画的な要素も加えて参りたいと考えております。また、計画期間につきましては5年間としております。しかしながら、第1次計画につきましては、平成19年度及び20年度が策定年度となりますので、平成21年度から市の「ちば・ビジョン21」の最終年次であります平成27年度までの7年間の計画とし、市の第3次5か年計画の策定が平成22年度に予定されておりますので、この時期に合わせまして、見直しをすることで市の5か年計画と整合を図って参りたいと考えております。次に、策定の組織体制についてですが、教育委員会事務局内に千葉市学校教育推進計画策定本部を設置するとともに、計画の策定に必要な事項を審議するため、外部の諮問機関として千葉市学校教育推進計画懇話会を設置することといたしました。この懇話会は、計画策定に係る全般的な事項を審議していただきますので、幅広く意見を聞くために学識経験者、学校、地域及び教育に関係する諸団体の代表者、そして公募による市民2名程度により、全体で20名以内で構成することと考えております。策定本部の体制ですが、策定本部の中に教育長を本部長とする策定本部会議、教育総務部長を会長とする策定会、そして具体的な検討を行う作業部会を設置しております。そして、策定のスケジュールですが、平成19年度に教育目標及び基本的な方向性など計画の大枠をまとめまして、年度末に中間報告をいただく予定でおります。また、この間に、課題等の状況を把握するため、市民意識調査を実施いたします。平成20年夏ごろまでに計画の骨子をまとめ、11月ごろまでに計画案を最終答申としていただく予定となっております。そしてパブリックコメントを経まして、平成20年度末までに計画を決定して参りたいと考えております。この計画の策定に当たりましては、現在国が進めております教育振興基本計画の策定など、国の動向も見極めながら進めて参ります。また、計画策定の過程における節目節目に教育委員会会議に報告させていただき、審議いただきながら進めて参ります。

竹蓋委員長 質問等を含め、何かありますか。

岩沼委員 市民意識調査ではどのようなことを行うのでしょうか。

企画課長 課題を把握するとともに、市民が何を求めているのか、その要望などを学校の児童、生徒、教職員、関係団体などから幅広く意見を聞いて参りたいと考えております。調査の内容は、これから検討して参ります。

岩 沼 委 員 計画を策定する場合、予算を要望したり、国の動向などを踏まえた修正があったりと、策定内容が現場に反映されるまで時間がかかるので、それまでクッションのようなものが必要になるのではありませんか。

企 画 課 長 この計画は市民との協働による計画づくりという面ももっておりますので、計画策定の各段階で市民意見の募集やパブリックコメントなどを通じて、市民や各団体からの意見を聞いて参りたいと考えております。

竹蓋委員長 懇話会について伺いますが、これは千葉市独自のものなのでしょうか。

企 画 課 長 懇話会は教育長の諮問機関という位置づけとなっておりますが、ほとんどの自治体がこのような懇話会を設置して計画策定を行っております。

報告事項（２）千葉アイススケート場及び体育施設の利用状況について

竹蓋委員長 社会体育課長、報告をお願いします。

社会体育課長 報告事項（２）「千葉アイススケート場及び体育施設の利用状況について」報告します。

千葉アイススケート場の利用状況でございますが、平成19年4月でオープンから約1年半が経過いたしますが、依然として好調であります。好調の理由としては、施設が新しく、通年型で県内唯一のスケート場であることや、トリノオリンピックや先日行われました世界フィギュア選手権での日本選手の活躍などが挙げられます。利用者数ですが、温浴施設を含めまして、当初計画では年間13万人を見込んでおりましたが、オープンしてから約半年後の平成18年3月でこの人数を超え、平成18年8月に20万人を突破し、記念イベントも実施いたしました。平成19年3月末現在の入場者は、スケート場が約32万3千人、温浴施設が約7万2千人、合計で約39万5千人となっております。平成18年度の入場者は、約23万5千人となっております。この中で8月の入場者が多くなっておりますが、これは20万人突破記念イベントとして無料開放を実施したことも影響していると考えております。また、11月、12月の入場者は、一連のブームがございました前年同月と比べて3割程減少しております。今後は、初心者、子ども、高齢者などを対象とした様々なスケート教室の開催、専用利用を増やすなどにより、利用者の増加に向けて取り組んでまいります。管理運営面では、指定管理者制度を導入して

おり、今後も民間企業の経験やノウハウにより、市民のニーズに合った効率的で質の高いサービスを提供して参ります。

次に、体育施設の利用状況ですが、平成18年度の利用者数は前年と比べますとやや増加傾向にあります。このうち、プールの利用者数が若干減っておりますが、これは昨年の冷夏や埼玉県で起きましたプール事故などが影響していると考えられます。また、ポートアリーナの8月の利用者数が前年同期と比べて減っておりますが、これは平成17年度に全国高校総体が行われたことによるものと考えております。また、中田スポーツセンターにつきましては、平成18年10月の供用開始でありましたので、前年比較は行うことができませんが、それ以外の体育施設は、前年度と比べまして横ばい又は若干の増加となっております。体育施設の管理につきましても指定管理者制度を導入しており、回数券や年間パスポートの発行、利用時間の日没までの延長など、市民サービスの向上が図られております。今後も更なる市民サービスの向上がなされるよう、工夫を凝らした事業展開を進めて参りたいと存じます。

竹蓋委員長 質問等を含め、何かありますか。

川島委員 小中学生が体育の授業で利用している例はありますか。

社会体育課長 スケート場を体験学習として使う例があります。

川島委員 他の体育施設はどうですか。教育委員会として、便宜を図ったりしているのでしょうか。

社会体育課長 学校の運動場が整備等で使えない場合に使う例はありますが、普段はほぼありません。部活動等で使うことについては今後便宜を図って参りたいと思います。

竹蓋委員長 利用者数が増加傾向にあるということですが、経営は「黒字」なののでしょうか。指定管理者制度を導入する中での経営上の考え方として、例えば売却するようなことも考えることはありますか。経営の基本的な考え方を伺います。

社会体育課長 スケート場の収支は黒字になっております。公共施設として市民にスポーツの場を提供するという目的がありますので、仮に赤字になったとしても指定管理者において管理運営しているものであり、赤字補填は行いません。

報告第2号 千葉市教育委員会組織規則の一部改正について

竹蓋委員長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 報告第2号「千葉市教育委員会組織規則の一部改正について」

千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

平成19年度組織改正において、文化行政の総合化を図る観点から、生涯学習部文化課の事務分掌のうち、「文化財に関するもの」を生涯学習振興課に移管するとともに、その他の事務分掌並びに美術館及び市民ギャラリー・いなげを市長部局に移管いたしましたこと等に伴い、各課の事務分掌及び所管する教育機関に関する規定につきまして、所要の改正を行ったものであります。また、行政職の職務の級につきましては、従来1級から10級までの10級制をとっておりましたが、職責と級の関係をよりの確なものとするために、今年度から8級制に改めたことに伴う所要の改正も併せて行っております。最後に施行期日ですが、平成19年4月1日といたしております。

竹蓋委員長 質問等を含め、何かありますか。

奥山委員 8級制に改めた理由は何でしょうか。

総務課長 これまでの10級制は、1級が事務員、2級が主事、3級が主任主事、4級が副主査、5級が係長、6級が課長補佐、7級と8級が課長、9級が参事又は部長、10級が局長級となっております。この中で、課長は7級と8級がありますが、これを1つの級にし、主任主事の3級と副主査の4級と併せることで、級を減らし、分かりやすいように改めたものです。

奥山委員 課長と参事はどのような関係になるのでしょうか。

総務課長 参事は、部の次長クラス、つまり部長と課長の上に位置づけられておまして、級は部長級となっております。

報告第3号 千葉市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等の一部改正について

竹蓋委員長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 報告第3号「千葉市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

平成18年7月に国家公務員の勤務時間について、休息時間が廃止されたことに準じ、千葉市教育委員会職員の勤務時間についても、勤務時間中の正午から15分間及び勤務終了前15分間を休息時間としておりましたが、いずれも今年度から廃止

いたしました。この休息時間の廃止により勤務時間の総時間数に変更はございませんが、休憩時間につきまして、従来、午後0時15分から午後1時までの45分間としていたものを、午後0時から午後1時までの1時間と改めることとし、勤務の終了時刻を15分延長いたしました。この勤務の終了時刻の15分延長に伴い、市民サービスの向上のため、郷土博物館、加曽利貝塚博物館、埋蔵文化財調査センター及び地区図書館の開館時間を延長するため、各規則において所要の改正を行いました。なお、従来より職員の勤務時間を超えた開館時間が設定されており中央図書館や公民館等につきましては、今回は延長の対象としておりません。また、祝日法の改正に伴う規定の整備も併せて行っております。

次に、職員の年次有給休暇の付与を暦年付与から年度付与へと変更したことに伴う改正であります。これまでは、毎年1月1日を付与の基準日として20日を付与しておりましたが、採用・退職の時期に合わせるため、毎年4月1日を付与の基準日として20日を付与することといたしました。これに伴い、出勤簿の様式等において必要な改正を行ったものです。

最後に施行期日ですが、平成19年4月1日といたしております。

報告第4号 学校教育法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

竹蓋委員長 指導課長、説明をお願いします。

指導課長 報告第4号「学校教育法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

この規則は、平成19年4月1日から学校教育法等の一部を改正する法律が施行され、養護学校が特別支援学校に改められたこと等に伴い、千葉市立養護学校管理規則ほか9規則において、養護学校を特別支援学校に、特殊学級を特別支援学級に、特殊教育を特別支援教育に、一括して改めたものであります。施行期日は、平成19年4月1日といたしております。

竹蓋委員長 用語の改正のほかに、内容の変更はあるのでしょうか。

指導課長 平成19年4月1日から特別支援教育が始まっておりますが、この規則改正の内容は用語の改正のみであります。

報告第 5 号 千葉市文化財保護条例施行規則の一部改正について

竹蓋委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 報告第 5 号「千葉市文化財保護条例施行規則の一部改正について」千葉市教育委員会組織規則第 9 条第 1 項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき報告いたします。

まず、千葉市文化財保護条例についてご説明いたします。本年 4 月 1 日から改正された千葉市文化財保護条例が施行しております。この改正条例におきましては、新たに、地域の方々に大切にされてきました文化遺産等を地域文化財として保護すべき文化財に加え、登録制度を設けるとともに、文化財の呼称を有形文化財、無形文化財、民俗文化財等と国の体系に合わせて規定しております。本日報告させていただいております千葉市文化財保護条例施行規則の一部改正につきましては、改正条例の施行に当たって必要な規定の整備、様式の改正など所要の改正を行ったものであります。主な改正内容ですが、従前の第 9 条に規定されておりました文化財の管理又は修繕費補助の申請につきましては、当該規則による対応ではなく補助金交付要綱で対応することとしたことから、当該規定を削除しております。また、新たに第 3 章として地域文化財に関する規定を新設し、第 16 条で登録に係る規定を設けております。また、従前の規則第 15 条では審議会の委員の任期を規定しておりましたが、これは条例に定めがあることから削除しております。更に、届出書等の様式について必要な整備を行っております。施行期日は、文化財保護条例と同様に本年 4 月 1 日としております。

竹蓋委員長 規則の文言の上での改正ということによろしいですか。

生涯学習振興課長 そのとおりです。

報告第 6 号 千葉市教育委員会事務専決規程等の一部改正について

竹蓋委員長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 報告第 6 号「千葉市教育委員会事務専決規程等の一部改正について」千葉市教育委員会組織規則第 9 条第 1 項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき報告いたします。

先ほどの規則改正のところでご説明申し上げました、平成 19 年度組織改正に伴う生涯学習部の事務分掌に係る専決事項の改正のほか、行政職員の職務の級を 8 級制に改めたことに伴う改正、

職員の休息時間を廃止したことに伴う改正、そして学校教育法の一部改正に伴い養護学校を特別支援学校に改める等の改正につきまして、千葉市教育委員会事務専決規程のほか3つの関係規程について、一括して改正を行ったものであります。施行期日ですが、平成19年4月1日といたしております。

報告第7号 職員の人事について

竹蓋委員長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 報告第7号「平成19年3月31日付け及び同年4月1日付け職員の人事発令について」、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

平成19年3月31日付け人事発令は、定年退職者及び小中学校等への赴任者であります。また、平成19年4月1日付け人事発令につきましては、市長事務部局、学校現場等との人事交流による組織の活性化及び定年退職者等により生じた欠員の補充を基本に行ったものであります。

報告第8号 市費負担教育職員の人事について

竹蓋委員長 教職員課長、説明をお願いします。

教職員課長 報告第8号「平成19年3月31日付け及び同年4月1日付け市費負担教育職員の人事発令について」、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

まず、平成19年3月31日付け人事発令でございますが、千葉高等学校教頭福尾俊彦及び大森英一並びに稲毛高等学校教頭寒河江良一が同日付で退職しております。次に、平成19年4月1日付け人事発令でございますが、千葉高等学校教頭として、前千葉県教育庁教育総務課主査木次愼一及び前千葉県立市原八幡高等学校教頭永嶋秀男並びに稲毛高等学校教頭として、前千葉県教育庁指導課指導主事大山光晴をそれぞれ採用したものであります。なお、前千葉高等学校教頭福尾俊彦は千葉県立京葉高等学校教頭に、同教頭大森英一は千葉県立薬円台高等学校教頭に、前稲毛高等学校教頭寒河江良一は稲毛高等学校附属中学校教頭に、それぞれ平成19年4月1日付けで就いております。

報告第9号 県費負担教職員の処分について

委員長 教職員課長、説明をお願いします。

教職員課長 報告第9号「県費負担教職員の処分について」、千葉市教育委員

会組織規則第9条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

被処分者は、
、
歳。千葉市立
中学校の講師として勤務していたところ、平成19年3月20日、友人と午後10時30分から翌日の午前1時30分頃まで、市内の飲食店において飲酒し、その後車内で8時間ほど仮眠をとり、自家用車を運転して帰宅する途中、3月21日午前11時8分頃、直進禁止の道路に進入し、取調べを受けた際に呼気1リットル中0.3ミリグラムのアルコールが検出されたため、通行禁止違反と酒気帯び運転により検挙されました。その後、当該違反について、上司に報告せず、勤務を続けていたものであります。このような行為は、市民の信頼を損ね、その職に対する信用を著しく失墜させるものであり、全体の奉仕者としてふさわしくない行為であります。よって、地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものと認め、処分を行ったものであります。なお、同校の校長につきましても、部下への管理、監督及び指導が十分でなかったとして、嚴重注意としたものであります。

委員長 質問等を含め、何かありますか。

委員 こういった処分を受けた場合には、もう教員として職に就くことはできなくなるのでしょうか。

教職員課長 懲戒免職処分を受けた場合、まず免許が失効いたします。この失効期間が3年間となっており、この間は学校関係等の職に就くことはできなくなります。

委員 懲戒免職を受けると、一生、教員の職に就くことはできなくなるのではないのですか。

教職員課長 教育職員免許法による免許の失効期間が3年となっておりますので、その後に免許を申請して認められれば資格が復活いたします。そうなった場合、採用選考等に受験することも可能になります。

委員 8時間も仮眠をとってもこのアルコールが検出されるのはなぜなのでしょう。例えば、缶ビール1本でも8時間後にこのような値が出てしまうものなのでしょう。

委員 8時間経てば、まず消えると思います。今回の場合には、車内に閉じこもっていたことも影響したのではないのでしょうか。

委員 被処分者は何を教えていたのでしょうか。

教職員課長 美術です。

委員 非常勤を処罰するのも、常勤と同じ扱いになるのですか。

教職員課長 被処分者は、非常勤ではなく臨時的任用であり、常勤の講師であります。公務員の身分を有しておりますので、本教員と同様に懲戒処分の対象となります。

8 その他

(1) 竹蓋委員長、岩沼委員、津田委員及び川島委員より、文化財保護に関する質問があり、次のとおり質疑応答等があった。

竹蓋委員長 文化財保護に関して、貴重な壁画にカビが生えたというようなことが報道されていますが、国の文化財ということで厳重な管理がされていると思うのですが、千葉市の文化財保護はどのように行われていますか。

生涯学習振興課長 千葉市の文化財は現在46件ありますが、所有者等と協議しながら適正な保護に努めております。

生涯学習部長 高松塚古墳の件では、作業従事者がマニュアルに従わず作業服のまま作業をして菌をばらまいてしまったと報道されております。適正でない管理の結果、起きてしまったのではないかと認識しております。

岩沼委員 文化財を指定しようとする場合、その所有者からの申出によるのですか。それとも市やその文化財に価値を見出した人からの申出によるのですか。

生涯学習振興課長 市が調査をいたしまして、所有者等の意向を尊重しながら、指定しております。

津田委員 文化財の指定について、所有者からの了承を得られない場合にはどうしているのでしょうか。

生涯学習振興課長 これまでに指定した文化財については、所有者の方からの了承をいただいております。そのようなケースはありませんでした。

川島委員 指定した文化財の管理ですが、ボランティアの方々の力を借りたりして、清掃などの維持管理をすることはできないのでしょうか。

生涯学習振興課長 市文化財の維持管理につきましては、一例といたしまして、NPOとして認証を受ける予定のボランティアの方々をお願いするということも考えております。

(2) 平成19年度市立学校の入学式について、学事課長及び稲毛高等学校附属中学校長から報告があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

学事課長 4月9日に行われました小学校の入学式につきまして、第二養護学校を含めまして121校、晴れやかな入学式を行うことができましたことを報告いたします。

附属中学校長 本校におきましても、4月9日に開校式及び高等学校との合同の入学式を行い、順調にスタートを切ることができましたことを報告いたします。

岩沼委員 附属中学校の入学式は、どのような様子でしたか。

附属中学校長 新中学生は元気があり、しっかりしておりました。

竹蓋委員長 校長は高等学校と附属中学校で1人ですか。

附属中学校長 1人の者が併任しています。

(3)平成19年4月1日付け県費負担教職員の人事異動について、教職員課長から報告があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

教職員課長 平成19年4月1日付け県費負担教職員の人事異動の概要について報告いたします。平成18年度末の人事異動の方針に基づきまして、学校における教職員組織の充実・強化を図るため人事異動を実施いたしました。異動者の総数は、小・中・特別支援学校合わせまして1,168名で、前年度とほぼ同数となっております。次に新規採用教員数ですが、小・中・特別支援学校合わせまして185名で、前年度と比べて40名の大幅な増加となっております。管理職への登用につきましては、新たに校長として37名、教頭として43名を登用いたしました。女性管理職についてですが、校長23名、教頭19名の合計42名となり、1名増となっております。なお、管理職につきましては、教育委員会事務局と学校との積極的な人事交流を行いまして、教育委員会事務局から学校の管理職として36名が転出し、学校の管理職から教育委員会事務局に32名が転入しております。前年と比べまして2倍近い人事交流を行いました。次に、原則として異動対象となります同一校に7年以上在籍する者の異動につきましては、異動対象355名のうち264名が異動し、異動した率は74パーセントとなり前年度よりも改善されております。

竹蓋委員長 前年度よりも改善されたということは、異動を拒否した人が減ったということですか。

教職員課長 原則7年以上を異動対象としておりますが、学校事情等も考慮いたします。例えば、中学校2年生の担任をされていて在籍7年となった場合、学校において引き続き3年生の担任をさせたいといった学校事情があれば、それを考慮して対象者であっても残留させるとい

うことがあり得ます。このような場合、翌年度に異動することとなります。

竹蓋委員長 教員個人の事情ではなく、よりよい教育のために、先ほどのパーセンテージ程度は許容せざるを得ないということですか。

教職員課長 そのように考えております。

9 次回平成19年第5回定例会は5月16日(水)午後2時00分より開催することと決定した。

10 閉会

竹蓋委員長より閉会を宣言